

## 金融庁月刊オンライン広報誌 アクセス FSA 第166号 (2017年4月)

http://www.fsa.go.jp/access/index.html

### Contents

#### トピックス P2

- (1) 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 事務局開設について ~我が国初となるグローバルな金融関係国際機関の本部~
- (2)「「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(平成29年4月 改訂版) の公表について
- (3) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (期間:平成29年1 月1日~同年3月31日) について
- 皆さんご注意下さい! & 情報提供のお願い P6
- 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ P9
- お知らせ P10

### トピックス

### (1)監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)事務局開設について ~我が国初となるグローバルな金融関係国際機関の本部~

平成29年4月に、金融庁や公認会計士・監査審査会をはじめとする監査法人の検査等を行う独立

した監査監督当局により構成される国際機関である監査監督機関国際フォーラム (IFIAR:

International Forum of Independent Audit Regulators)の事務局が東京に開設されました。 IFIAR は我が国に本部を置く初の金融関係国際機関であり、日本の国際的なプレゼンスの向上や東京の国際金融センターとしての地位向上に資するものと考えられます。

事務局開設にあわせて IFIAR 加盟当局や国内外の関係者が参加する開所式が行われ、麻生太郎副総理兼金融担当大臣と薗浦健太郎外務副大臣が祝辞を述べました。また、安倍晋三総理の歓迎メッセージを柴山昌彦総理補佐官が代読しました。

4月4日(火)~6日(木)に東京で開催された IFIAR 総会では、「監査監督情報交換に関する協力のための多国間覚書 (IFIAR MMOU)」への署名などが行われました。IFIAR MMOU の署名当局となることにより、金融庁と公認会計士・監査審査会は、他の署名当局との間で、監査監督上必要な情報を相互に交換することが可能となりました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「トピックス」から、「<u>日本における初の金融関係国際</u>機関~IFIAR 事務局開設」にアクセスしてください。

### (2)「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(平成 29 年4月改訂版)の公表について

金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であると考えており、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みを促しているところです。

その一環として、ガイドラインの活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表しているところですが、この度、金融機関等における取組事例を追加的に収集し、改訂版を公表しました。

また、今回の改訂にあたり、どのような事例が盛り込まれているか分かりやすくするため、カテゴリーを整理し、目次を見やすくしました。

これにより、金融機関等においてガイドラインの積極的な活用が促進され、ガイドラインが 融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の 事業再生等の取組みの参考としていただくこと、さらには、その他の経営支援の担い手の方々 にとっても経営支援等の一助にしていただくことを期待しています。

### 【改訂概要】

- ■以下の5事例を追加(46事例→51事例)
  - ・創業資金について、法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事 例(事例11)

- ・短期継続融資について、経営者保証を求めなかった事例(事例13)
- ・保証金額を融資額の一定割合に限定することを原則とした事例(事例25)
- ・特定調停を活用して保証債務を整理した事例(事例44)
- ・REVICの特定支援業務を活用して保証債務を整理した事例(事例49)
- ■併せて、カテゴリーを整理し、目次を見やすく改訂
- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融機関情報」の中の「銀行等預金取扱機関」から「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集」にアクセスして下さい。

# (3)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (期間:平成29年1月1日~同年3月31日)について

金融サービス利用者相談室(以下、「相談室」)に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成29年1月1日から同年3月31日までの間(以下、「今期」という。)における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

- 1. 平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、8,115 件の相談等が寄せられています。1 日当たりの受付件数は平均 133 件となっており、平成 28 年 10 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間(以下、「前期」という。)の実績 157 件に比べ、減少しています。
- 2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数 2,379 件 (構成比 29%)、 保険商品等に関する相談等の受付件数 2,173 件 (同 27%)、投資商品等に関する相談等の受付件数 2,269 件(同 28%)、貸金等に関する相談等の受付件数 858 件 (同 11%)、金融行政一般・その他 に対する意見・要望等の受付件数 436 件 (同 5%) となっています。
- 3. 分野別の特徴等について
- (1) 預金・融資等については、前期に比べて、減少しています。
- (2) 保険商品等については、前期と、ほぼ同水準となっています。
- (3) 投資商品等については、前期に比べて、減少しています。なお、詐欺的な投資勧誘に関するものが 197 件あり、そのうち 120 件が何らかの被害があったものとなっております。年齢がわかるもの (147 件) のうち、70 代が 31 件 (21%)、60 代が 29 件 (20%)、80 代以上が 15 件 (10%) と高齢者についての相談が大部分を占めております。
- (4) 貸金等については、前期に比べ、やや増加しています。
- 4. なお、利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・ 監督部門の金融モニタリングにおいて活用しています。

今期に受け付けた情報提供のうち、以下のものなどについて、金融機関等に対するヒアリング や検証等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

- (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (2) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
- (3) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
- (4) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
- (5) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- (6) 預金取扱金融機関における口座凍結等に関するもの
- (7) 預金取扱金融機関におけるホームページの画面表示に関するもの

- (8) 保険会社の保険金等の支払いに関するもの
- (9) 保険募集人等の不適正な行為(重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応 等)に関するもの
- (10) 貸金業者による法令違反のおそれのある行為に関するもの
- (11) 貸金業者の不適切な業務運営に関するもの
- (12) システム障害に関するもの
- (13) 外国為替証拠金取引業者の不適切な行為に関するもの
- (14) 外国為替証拠金取引業者とのインターネット経由での取引に関するもの
- (15) 無登録営業に関するもの
- (16) 金融商品取引業者の不適正な行為(ホームページを閉鎖し電話に出ない等、無断売買、高齢者に対する不適正な勧誘)に関するもの
- (17) 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの

前期における情報の活用状況は以下のとおりです。

- ・ 金融機関等に対するヒアリングや検証等に際して、156の金融機関等については相談室に寄せられた情報を参考としています。
- 5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、以下のとおり 「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますので、ご参照くだ さい。

(1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等

「免許の確認、預金保険制度に関する相談等」

「本人確認に関する相談等」

「盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等」

「振り込め詐欺救済制度に関する相談等」

「特約付定期預金等に関する相談等」

「融資に関する相談等」

(2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等

「保険内容の顧客説明に関する相談等」

「告知義務に関する相談等」

「保険契約に関する相談等」

「保険金の支払に関する相談等」

「少額短期保険業者に関する相談等」

「保険契約者の保護に関する相談等」

(3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等

「金融商品の購入に関する相談等」

「投資信託の購入に関する相談等」

「外国為替証拠金取引に関する相談等」

「未公開株式の取引に関する相談等」

「自社発行未公開株に関する相談等」

「ファンドに関する相談等」

「金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)との取引に関する相談等」

「金融商品取引業の登録に関する相談等」

「株券の電子化に関する相談等」

「投資者保護制度に関する相談等」

「社債に関する相談等」

(4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等

「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」

「強引な取立てに関する相談等」

「取引履歴の開示に関する相談等」

「返済条件の変更に関する相談等」

「金利引下げに関する相談等」

「総量規制に関する相談等」

「都道府県登録業者に関する相談等」

「完済後の書面交付に関する相談等」

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

・金融庁金融サービス利用者相談室

0570-016811 (ナビダイヤル)、IP 電話からは03-5251-6811

・証券取引等監視委員会の情報受付窓口

0570-00-3581 (ナビダイヤル)、IP 電話からは03-3581-9909

に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト(「<u>金融の仕組みや金融商品などの解説</u>」)では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

※ 詳しくは、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成 29 年 1 月 1 日~同年 3 月 31 日)(平成 29 年 4 月 28 日)にアクセスしてください。

### 皆さんご注意ください! & 情報提供のお願い

### (1) その「もうけ話」、大丈夫ですか? 詐欺的な投資勧誘にご注意を!

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれ もご注意ください!

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。 少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお 勧めします。

### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

1

• <u>こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わら</u>ないようにしてください。

### 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。

Ĺ

• こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

### 「ファンド(組合など)」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融 庁(財務局)の登録・届出を受けた業者に限られます。

1

- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
- ・ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力 等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場 合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、 投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁(財務局) の登録を受けているかを確認できます。

免許・許可・登録等を受けている業者一覧(金融庁ウェブサイト)

- ◎ なお、金融庁(財務局)の登録を受けている業者であっても、
  - その信用力などが保証されているものではありません。
  - •「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
  - 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

詐欺的な投資勧誘等にご注意ください! (金融庁ウェブサイト)

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室(受付時間:平日10時~17時)

電話 (ナビダイヤル): 0570-016811

※ I P電話からは、03-5251-6811 におかけください。

FAX:03-3506-6699

### (2)皆様からの情報提供が市場を守ります!

### (イ)情報提供窓口

<u>証券取引等監視委員会</u>では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

### ◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

直 通:0570-00-3581 (ナビダイヤル)

※ I P電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表:03-3506-6000(内線3091、3093)

FAX:03-5251-2136 郵送(共通):〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



### (ロ) 年金運用ホットライン

平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口(年金運用ホットライン)を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

### ◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

直 通:03-3506-6627

電子メール: pension-hotline@fsa.go.jp

### (ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

### ◆証券取引等監視委員会 公益通報·相談窓口

http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

直 通:03-3581-9854

FAX:03-5251-2198

電子メール: koueki-tsuho.sesc@fsa.go.ip

### 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 29 年4月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています(多い順)。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトのアクセス数の多いページ(過去の情報等)にアクセスしてください。

- 免許・許可・登録等を受けている業者一覧
- 「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について
- <u>「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部</u> 改正について
- 「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」の改正について
- <u>「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」等に対するパブリックコメントの結</u> 果等について
- 「<u>監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の確定について</u>
- 株式会社ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の決定について
- 都道府県別の中小・地域金融機関情報一覧
- 利用者向けリーフレット「平成 29 年4月から、『仮想通貨』に関する新しい制度が開始されます。」について
- 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施 について(平成 29 年度)

### お知らせ

### (1)金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を1月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等(匿名の場合であっても提出していただくことができます。)を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員(敬称略)

井上 聡 弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)

翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士 (伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

### 金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

#### 目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

#### モニター委員

井上 聡 弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)

翁 百合 株日本総合研究所 副理事長 神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

#### 窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意 見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者シンクタンク

金融機関及びその職員

(敬称略)

金融庁に対し、 直接ご意見等の提出を望む場合 ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、 直接ご意見等の提出を望む場合

### 金融行政ご意見受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/ gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法:電話、FAX、ウェブサイト、郵送 電話番号:0570-052100(ナビダイヤル) (IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

#### 郵送先

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

### 金融行政モニター受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/ gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法:電子メール 電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

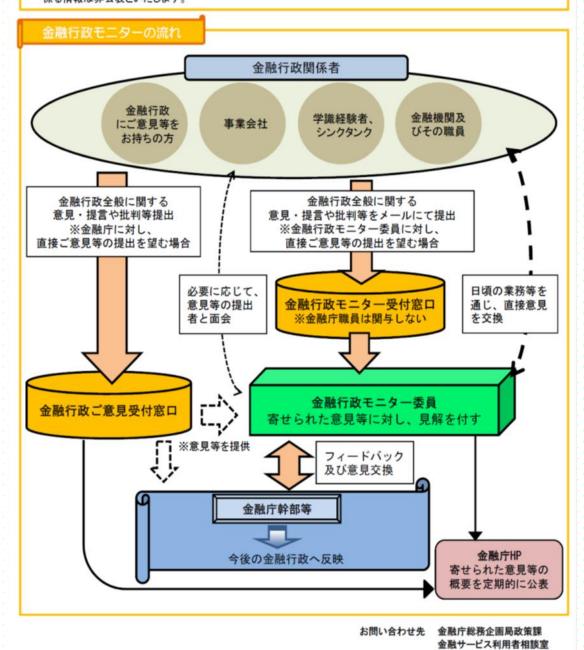
※ 英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



### 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。(いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。)
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、 今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融行政モニター」にアクセスしてください。

Tel 0570-052100(ナビダイヤル) (IP電話は、03-3501-2100)

### (2)中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮な く、ご相談ください。

- ●以下のような点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
  - 1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
  - 2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
  - 3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- ●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介いたします。 《受付時間》 平日9時~16時

※お問い合わせ先については、「<u>ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ!~中小企業</u>等金融円滑化相談窓口のご案内~」にアクセスしてください。

### (3)東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL: http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html)



### (4)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス(日本語版・英語版)を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券 取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

### 御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください!

		日本語版	英語版
. '		口平暗似	央部版
	金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail
			Information Service
	証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail
			<u>Information Service</u>
	公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail
. !			Information Service
- 1	調達情報	「調達情報メール配信サービス」	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

